

船橋市特定妊婦等に対する産科受診等支援事業における交通費助成実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市特定妊婦等に対する産科受診等支援事業実施要綱に規定される産科受診等支援の申請者に対し、産科医療機関の受診のための交通費助成（以下「交通費助成」という。）に関することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、船橋市特定妊婦等に対する産科受診等支援事業（以下「産科受診等支援」という。）の申請者のうち、市長が委託した医療機関（以下「委託医療機関」という。）を受診するための交通費の支払が困難な者とする。

(申請方法)

第3条 交通費支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に対し、船橋市産科受診等支援交通費助成申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

(助成決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、交通費の助成及び助成額の決定をするものとする。

(助成決定の通知)

第5条 市長は、交通費助成の決定をしたときは、交通費助成金交付決定通知書（第2号様式）を申請者に通知するものとする。

2 市長は、交通費支給を実施しない場合は、交通費助成金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(助成方法)

第6条 交通費助成額は、産科受診等支援による委託医療機関受診のための交通費に要する額とし、2,000円を上限として現金で給付するものとする。

2 交通費助成は、公共交通機関（タクシーを含む）を用いる場合に限る。

3 交通費助成を受けた者は、領収書（第4号様式）を提出しなければならない。

(支給申請の取下げ)

第7条 申請者は、委託医療機関の受診をしなかった場合には、市長に対し、船橋市産科受診等支援交通費助成申請取り下げ書（第5号様式）を提出しなければならない。

(支給金の管理)

第8条 必要な最小限の範囲内で現金による保管を行うことができるものとし、現金は地域保健課内に設置された、施錠可能な金庫により管理を行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式

船橋市産科受診等支援交通費助成申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり、船橋市産科受診等支援交通費助成を申請します。

1. 受診医療機関 _____

2. 交通費

自宅から医療機関	円	医療機関から自宅	円
合 計			円

3. 申請理由

()

受付場所	受付日	担当者

第3号様式

第 号
年 月 日

様

船橋市長

船橋市産科受診等支援交通費助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました交通費助成申請について、次の理由により不交付と決定しましたので通知します。

不交付理由

--

第4号様式

領 収 書

船橋市資金前渡職員 様

金 _____ 円

船橋市産科受診等支援交通費助成金として、上記の金額を領収しました。

年 月 日

住所 _____

ふりがな
氏名 _____

印

(署名・押印をしてください)

第5号様式

船橋市産科受診等支援交通費申請取下げ書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 住 所
氏 名
電話番号

産科受診をしなかったため、交通費支給申請を取り下げいたします。

受付場所	受付日	担当者